

病気時の登園基準

(回復後、登園する場合は、医師の証明書が必要です。)
大切なお子様です。ご協力をお願いします。

○学校保健法に準じ伝染性のある病気にかかったときは、登園を停止しなければならないことになっています。
主な病気と登園停止の期間は、原則として次の通りです。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス	治癒するまで
第2種	下記の期間(医師において伝染のおそれがないと認めるときにはこの限りではない)。	
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は、5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	医師において感染の恐れがないと認めるまで (下記第3種及びその他の感染症の登園基準参照)

第3種及びその他の感染症の登園基準

第3種の感染症…保育所保育活動を通じ、保育所において流行を広げる可能性のあるもの

腸管出血性大腸菌感染症	有症状の場合は、医師によって感染のあそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者の場合は出席停止の必要はない。
流行性角結膜炎	眼症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師により感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	流行性角結膜炎と同様。

その他の感染症…条件によっては出席停止の措置が必要なもの

溶連菌感染症	適切な抗生剤治療が行われていれば、ほとんどの場合24時間以内に感染を防げる程度に病原菌を抑制できるので、抗生剤治療後24時間を経て全身状態がよければ登校は可能。
ウイルス性肝炎	A型肝炎は発病初期を過ぎれば感染力は急激に消失するので、肝機能が正常になれば登校可能。肝機能異常が遷延する者は治療のために医師の診断が必要。 B・C型肝炎は血液そのものを介さない限り水平感染は考えられないので、予防するために出席停止をする必要はない。
手足口病	主な感染経路は、咽頭でのウイルスの増殖期間中の飛沫感染であり、発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は感染源となる。糞便のみからウイルスが排泄されている程度の場合、感染力は強くないと判断されるので、全身症状の安定した者は一般的な予防法の励行を行えば登校は可能。
伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほとんど消失していると考えられるので発疹のみで全身症状のよい者は登校可能。
ヘルパンギーナ	手足口病に準ずる。
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、症状が改善し、全身状態のよい者は登校可能。
流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	ウイルス性腸管感染症は、症状がある間が主なウイルスの排泄期間であるため、下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態のよい者は登校可能。

(学校保健安全法施行規則より)